

第1章 省エネルギーの取り組み

(1) 省エネ法の制定

エネルギーの使用の合理化に関する法律（通称：省エネ法）は、石油危機を契機として昭和54年（1979年）に「我が国のエネルギーをめぐる経済的社会的環境に応じた燃料資源の有効な利用と確保」と「工場・事業場、運送、住宅・建築物、機械器具についてのエネルギーの使用の合理化を総合的に進めるための必要な措置を講ずる」ことなどを目的に制定されています。その後、内外のエネルギー情勢の変化などに合わせて累計5回の改正が行われています。

表 1-1 省エネ法の対象となるエネルギー

| | |
|----|--|
| 燃料 | 原油および揮発油（ガソリン）、重油、その他石油製品 可燃性天然ガス、石炭およびコークス、その他の石炭製品 |
| 熱 | 上記燃料を熱源とする熱（蒸気、温水、冷水等） （太陽熱および地熱等、上記燃料を熱源としない熱であることが特定できるものは対象外となる） |
| 電気 | 上記燃料を起源とする電気 （太陽光発電、風力発電、廃棄物発電等、上記燃料を起源としない電気であることが特定できるものは対象外となる） |

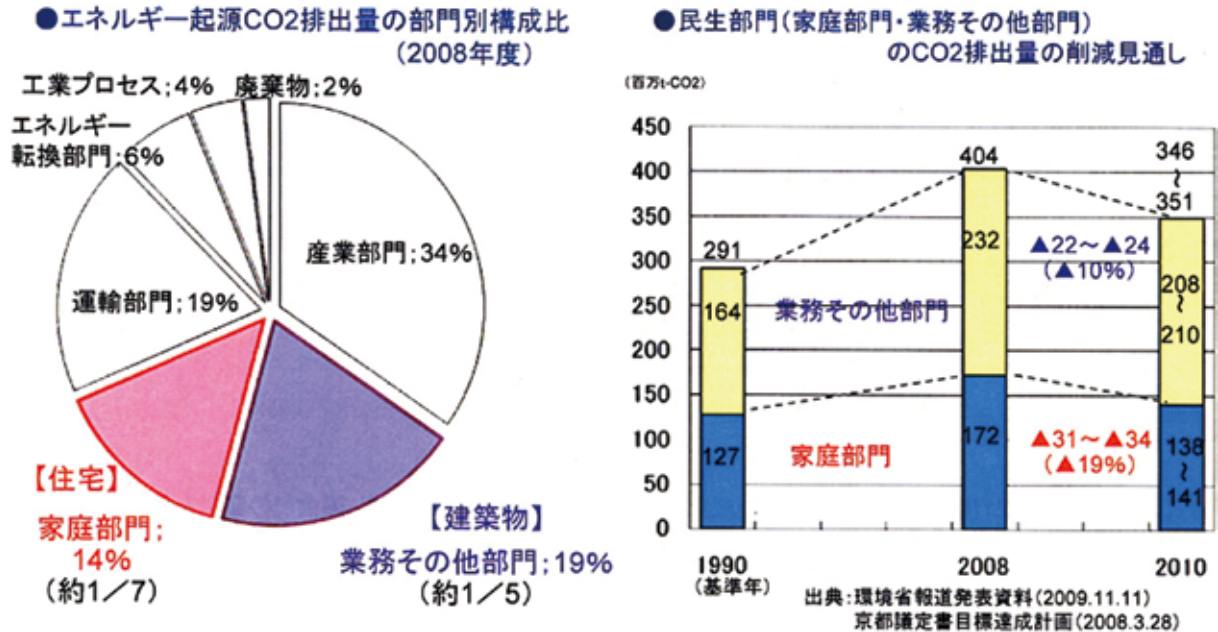
表 1-2 省エネ法が対象とする4分野

| | |
|--------|---|
| 工場・事業場 | 工場・事業場等を設置して事業を行う者 |
| 輸送 | 輸送事業者：貨物・旅客の輸送を業として行う者 荷主：自らの貨物を輸送事業者に輸送させる者 |
| 住宅・建築物 | 建築時：住宅・建築物の建築主 増改築、大規模改修時：住宅・建築物の所有者・管理者 特定住宅（戸建て住宅）：住宅供給事業者（住宅事業建築主）※1 |
| 機械器具 | エネルギーを消費する機械器具の製造事業者および輸入事業者 |

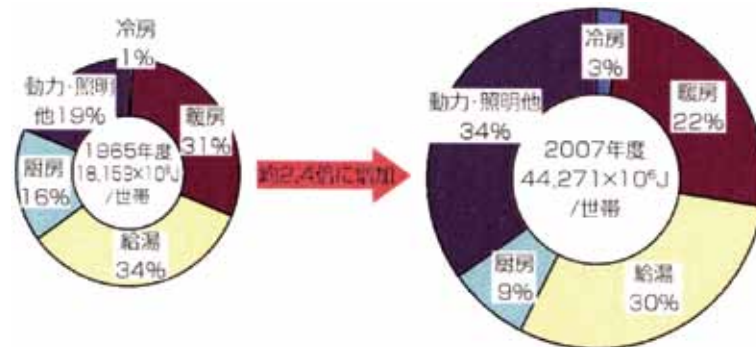
※1 住宅を建築し販売する事業者に対し、特定住宅の省エネ性能向上を促す措置を導入（多数の住宅を建築・販売する者には、勧告、命令等による担保）

(2) 家庭部門エネルギー消費の動向

2008年度の日本のエネルギー消費量は1990年を基準と見た場合に産業部門ではほぼ横ばいですが、家庭部門は127百万tから172百万tに増加(約1.35倍)しており全体の14%を占めています。家庭部門の2010年の削減目標では、2008年の家庭用エネルギー消費量に比較して約19%の削減をおこなう必要があり、エネルギー消費を少なくする省エネ断熱改修が望まれています。



1965年に1世帯当たり $18,159 \times 10^6 \text{J}$ であった家庭エネルギー消費が2007年には1世帯当たり $44,271 \times 10^6 \text{J}$ と約2.4倍に増加しています。



(注) 「総合エネルギー統計」では、1990年度以降、数値の算出方法が変更されている。

(出典) (財) 日本エネルギー経済研究所「エネルギー・経済統計要覧」、資源エネルギー庁「総合エネルギー統計」をもとに作成

図 1-1 世帯当たりのエネルギー消費単位と用途別エネルギー消費の推移

(3) ストック型社会における省エネ断熱改修

「つくっては壊す」というフロー消費型の社会から「いいものをつくって、きちんと手入れして、長く大切に使う」ストック型社会に転換が求められる中で、住宅政策としては「住生活基本法」が制定されました。平成 20 年住宅・土地統計調査のデータによると、日本の住宅ストックは 5759 万戸となっています。そのうち居住世帯のあるストックが 4960 万戸、居住世帯のないストックが 799 万戸となっています。居住世帯のあるストックのうち、省エネ基準制定前（昭和 55 年以前）の第 1 世代^{*1}は、1588 万戸で 32% を占めており、省エネ基準が制定されてから平成 11 年度省エネ基準まで（昭和 56 年～平成 12 年）の第 2 世代^{*1}と第 3 世代^{*1}は、2154 万戸で 43% を占めています。良質な住宅ストックを増やしていくためには、これらの省エネルギー性能を向上させていくことが望まれます。 ※ 1 年代別住宅変遷(P7)に基づき、世代分類しております。

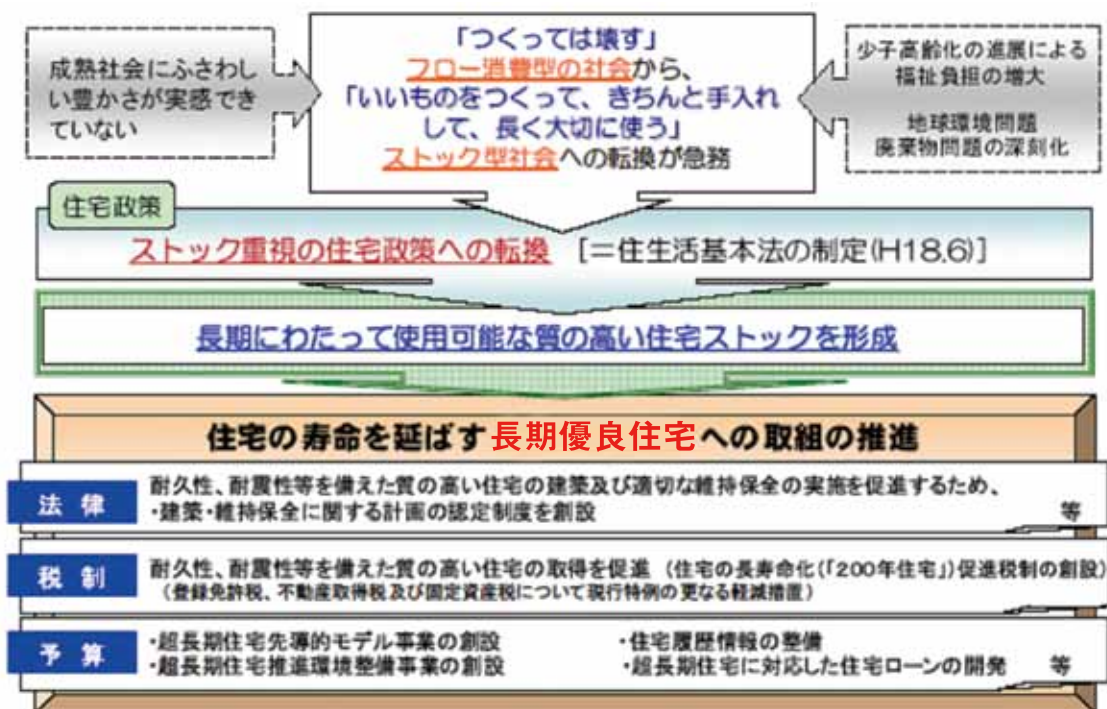


図 1-2 住宅・建築物に係る省エネ法の改正

平成 20 年住宅・土地統計調査（独立行政法人統計センター）

| | |
|----------------------------------|---------------|
| 住宅総数（居住世帯あり） | 49,598,300（戸） |
| 昭和 25 年以前（築 60 年以上） | 1,858,500 |
| 昭和 26 年～昭和 35 年（築 59 年～ 50 年） | 1,162,000 |
| 昭和 36 年～昭和 45 年（築 49 年～ 40 年） | 3,890,400 |
| 昭和 46 年～昭和 55 年（築 39 年～ 30 年） | 8,969,000 |
| 昭和 56 年～平成 2 年（築 29 年～ 20 年） | 9,957,600 |
| 平成 3 年～平成 7 年（築 19 年～ 10 年） | 5,286,000 |
| 平成 8 年～平成 12 年（築 14 年～ 10 年） | 6,296,800 |
| 平成 13 年～平成 15 年（築 9 年～ 7 年） | 3,577,300 |
| 平成 16 年～平成 20 年（9 月）（築 6 年～ 2 年） | 5,046,800 |